

番号	該当箇所		質問	回答
1	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(秋田県)の入力シートは、建設投資、設備投資、生産増加に分かれているが、それぞれに入力すべき最終需要は以下のとおりの理解でよいか。 建設投資 調査・計画から発電施設の建設および撤去までの支出項目 (ただし、発電施設の機材・部品は除く) 工場を新たに建設する場合の建設費用(ただし設備投資は除く) 地域振興策における初期投資のうち建設投資に属するもの 設備投資 発電施設に設置する機材および部品 工場を新たに建設する場合の、工作機械等の設備投資 地域振興策における初期投資のうち設備投資に属するもの 生産増加 維持管理(OM)フェーズにおいて発生する維持管理費 地域振興策が実施された結果発生する地域産業の活性化効果	「公募占用指針に関する質問への回答」520番・522番を参照ください。
2	産業連関分析ファイル		費目に関する扱いは下記のとおりでよいか。 ・調査・計画フェーズにおける、調査費等は建設投資に含め、建設部門(工事種別)に振り分ける。 ・建設フェーズにおける備船費、保険なども建設投資に含め、建設部門(工事種別)に振り分ける。	備船費、保険料については、洋上風力発電事業による最終需要増加には該当しないため、個別に計上するものではないと考えます。
3	産業連関分析ファイル		費目に関する扱いは下記のとおりでよいか。 ・設備投資に該当する費目で、年次によって額が異なるものは、期間平均とする。	設備投資に該当する費目については、総額を入力ください。
4	産業連関分析ファイル		総括表に記載の表形式で結果を取りまとめ、入札図書(別紙15)に掲載すべきか。	別紙15・16にExcelを画像で貼り付ける必要はありません。産業連関表分析結果や事業者の取組等を分かりやすくまとめて、別紙15・16を作成ください。ただし、産業連関表分析ファイルは別紙15・16の添付資料として提出し、別紙本体の内容は本ファイルと整合がとれたものとしてください。
5	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイルのシート「総括表」の“継続的最終需要増加額”の“生産増加”の“電力・ガス・熱供給”(セルE29)には、運営段階における売電に伴う売上高を入力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「公募占用指針に関する質問への回答」522番も参照ください。
6	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイルのシート「総括表」の“継続的最終需要増加額”には、運営段階におけるSPCの運営に伴う人件費を入力しないという理解でよろしいでしょうか。	産業連関表の「建設投資」「設備投資」「生産増加」いずれも、最終需要増加額を計上して分析ください。人件費については、洋上風力発電事業による最終需要増加には該当しないため、個別に計上するものではないと考えます。
7	産業連関分析ファイル		建設段階におけるSPCの人件費については、Capexに含めて固定資産計上されることを前提として、産業連関分析ファイルのシート「総括表」の“建設投資”ないしは“設備投資”に含めて入力するという理解でよろしいでしょうか。	産業連関表の「建設投資」「設備投資」「生産増加」いずれも、最終需要増加額を計上して分析ください。人件費については、洋上風力発電事業による最終需要増加には該当しないため、個別に計上するものではないと考えます。
8	公募占用指針に関する質問への回答	9番、113番、272番、537番、538番	FIP算定時のバランシングコスト相当額の扱いについて、再エネ特措法施行規則第三条の五を参照すると、仮に市場参照価格が基準価格を大幅に上回った場合でも、その差額如何にかかわらず、バランシングコスト相当額に関しては、常に支給されるように読める。(但し書きの部分) 一方で、今回の質問回答(9番、113番、272番、537番、538番)においては、「仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合はバランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われることとなります。」とご回答いただいており、差分がバランシングコストを上回った場合はバランシングコスト相当額は支払われないとも読み取れ、上記施行規則条文と矛盾しているように思われる。 市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回った場合のバランシングコスト相当額の扱いを明確にご教示いただきたい。	お尋ねの、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコスト相当額を上回った場合は、バランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われます。 なお、3月27日に公表した回答は昨年末のバブコメ回答11番の趣旨説明のために「仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも」と例示しているものですので、本解釈と矛盾する内容を説明しようとする意図ではございません。

番号	該当箇所		質問	回答
9	産業連関分析ファイル		(ファイルの事実確認) 去る3月27日に産業連関分析ファイルについて、新潟版・全国版が更新されました。同ファイルを確認したところ、多くのセルにおいて、入力規制がかかっておりました。入力できたのは、両ファイル共に、「(入力用)総括表」シートにおいて、E列の建設投資・設備投資・生産増加に分類された分野のみでした。 その他の内容、例えば、新潟版でいえば、「波及効果計算」シートでは、37分類の費目がありますが、建設費目のみが、(入力用)総括表からのリンクが設定されており、経済波及効果が計算されることになっております。他の分野・項目は、入力規制により数値の入力ができない状態となっています。 ・「用語定義(設備投資・生産増加)」シートも、リンクされた部分以外での費目は入力不可となっております。 ・「波及効果計算(2)」シートも同様。 ・全国版でも「生産誘発sim」シートに入力規制あり。 (対応に係る質問) 例えば、別紙14における地域振興策では、各事業者が様々な案を考え、建設分野に限らず広範な分野での費目が発生し、地域への投資が最大化するよう検討しているところかと存じますが、これらは計算対象に含まれない、という理解となりますでしょうか？ あるいは、建設以外の投資については、(入力用)総括表シートでの生産増加＞その他の費目に一括入力でよろしいでしょうか？	経済波及効果の算出に当たっては、「(入力用)総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力してください。 地域共生策に係る投資については、その内容に応じて適切な欄に計上ください。各欄の定義については、産業連関表分析ファイルの用語定義や「公募占用指針に関する質問への回答」の内容をご覧ください。
10	産業連関分析ファイル		#531、#242のとおり開発費用、撤去費用のいずれも産業連関分析に含まれる理解であるが、今次質問回答にて厳密化された入力欄のうち、「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30のいずれに入力することが正しいか。	撤去費用は、「建設投資」の「その他の土木建設」の項目に計上ください。開発費用については、「公募占用指針に関する質問への回答」531番のとおりです。
11	産業連関分析ファイル		#522にて地域共生策費用は、基金出捐金の内外を問わず一括で、生産増加「その他」(セルE30)へ入力する理解で間違いないか。	地域共生費用は、一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するものではなく、その内容に応じて適切な欄に計上ください。各欄の定義については、産業連関表分析ファイルの用語定義や「公募占用指針に関する質問への回答」の内容をご覧ください。
12	産業連関分析ファイル		上記に関して、本公募事業(地域共生策含む)に紐付く対事業所サービスが全て「その他」の欄に集約される場合、因子の確からしさを示すためには、その内訳を本文中にて施策毎に分解して、施策毎に証憑を提示する必要がある理解で正しいか。	まず、上記回答のとおり、地域共生費用は、一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するものではありません。他方、産業連関表分析ファイルでは自給率等を固定値としているため、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
13	産業連関分析ファイル		「建設投資」「設備投資」「生産増加」のうち、「設備投資」は本事業に関連して見込まれるサプライヤーやO&M企業の設備投資金額を入力する理解で正しいか。	本公募事業と紐付き、かつ産業連関表分析ファイルの「設備投資」の各欄に該当する最終需要増加額を計上ください。これを満たせばサプライヤーやO&M企業の投資も計上可能です。
14	公募占用指針に関する質問への回答	506番、523番	#506、523にて金融機関の借入・保険料は産業連関分析には計上しないこととあるが、これは(運転期間中のみではなく)建設期間中にSPCが支払う建中金利・アドバイザー費用等についても同様の整理か。	建設期間、運転期間にかかわらず、最終需要増加額を計上して分析してください。
15	公募占用指針に関する質問への回答	503番、504番	#503、#504にて、「事業者の取組による追加的な経済波及効果は当該取組み内容を別紙15,16に記載」と指示があるが、運転・維持管理段階における波及効果が発電事業の売上の大きさのみによって決定されることで、事業者による県内発注率の向上策が定量的な波及効果に反映できず、工夫をした事業者としていない事業者間で波及効果に差が生まれないことを懸念している。また、#479の回答より建設段階についても、建設投資の金額の大きさのみで波及効果が決定され、県内自給率以上の波及効果への算入が制限されることで同様の懸念を抱いている。そのうえで、追加的な経済波及効果については、別紙15、16で定性的な取組み内容のみの評価となり、定量的な経済波及効果は評価の対象とならない理解で良いか改めて確認したい。	「公募占用指針に関する質問への回答」のとおり、経済波及効果の評価に当たっては、産業連関表分析による経済波及効果の数値と定性的説明の両方を踏まえて、総合的に評価します。また、追加的な経済波及効果に関する取組について、産業連関表分析ファイルの数値とは別に、取組によって見込まれる波及効果の数値を記載することを妨げるものではなく、適切な記載であれば評価対象とします。
16	公募占用指針に関する質問への回答	503番、504番	上記に関して、事業者の取組(例:県内・国内企業発注率の向上策)が産業連関分析において定量的に評価されない場合、経済波及効果の因子の確からしさを示す証憑(例:O&Mの県内発注割合を示す証憑)について求められていない理解で正しいか。	上記回答をご覧ください。計画の記載内容に対応する根拠資料は提出ください。
17	公募占用指針に関する質問への回答	345番	#345に関して、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業、協力企業に該当しない企業であれば、副本の【別紙本体】には風車メーカーやアドバイザー等(資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。)の企業名は記載可能だと理解した。地域貢献施策関係の提携パートナーも協力企業等には該当せず、企業名は記載が可能という認識で良いか。	地域貢献施策関係の提携パートナーは、「公募占用指針に関する質問への回答」345番にある「風車メーカーやアドバイザー等(資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。)」に該当しないので、企業名の記載は不可です。

番号	該当箇所		質問	回答
18	公募占用指針に関する質問への回答	230番	#230にて、「別紙14 は地域との協調・共生策の評価です。漁業関係者等の地元ステークホルダーとの必要な調整については「関係行政機関の長等との調整能力」の中で評価するので、別紙 13 に記載ください。」という回答があるが、関係漁業者や地域住民との調整に関しては周辺航路、漁業等との協調共生(別紙14)の評価基準に該当するものと理解していた。 別紙13では「関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制」を記載するよう様式集でも指示があり、記載が求められている関係行政機関の長等との調整実績は、国や県、自治体との調整実績に限られるのではないかと。	ご理解のとおりです。 公募占用指針第6章(2)4)において、別紙13(関係行政機関の長等との調整能力)では「関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整のための体制」に関する記載、別紙14(周辺航路、漁業等との協調・共生)では「関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法(関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか等)」に関する記載を求めており、それぞれ評価します。したがって、3月27日に公表した「公募占用指針に関する質問への回答」230番を以下のとおり訂正したいと思います。 【差替後】 主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合、実際に調整を実施する企業の実績はすべてから評価対象になるので、各社の実績を1件ずつ記載ください。また、その際、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うことになります。 なお、本公募占用指針第5章(1)2)iv)で「関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。」を遵守事項として定めているので、これに反した場合、は選定事業者としての選定が取り消されることがあり、また、(別添4)で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあります。 漁業関係者との必要な調整については「周辺航路、漁業等との協調・共生」の中で評価しますので、別紙14に記載ください。
19	記載要領及び様式集	6.提出方法	各別紙に紐づけて添付する添付資料の形式について以下で良いかどうか確認させて下さい。 ・Word資料、PPT資料等→PDF化して提出 ・Excel資料→Excelのまま提出(様式集において、「表計算ソフトを使用して作成する場合は、計算の数式及び他のシートとのリンクを残したままとし、再計算等が可能な状況で提出すること」とあるため)	ご理解のとおりです。
20	公募占用指針に関する質問への回答	242番	#242にて、基礎の維持管理については、洋上風力発電事業の実績でない「適切な実績」とは認められませんが、この要件は本当に正しいか、念のため確認させていただきたい。 日本国内において、着床式洋上風力自体がごく僅かで、着床式洋上風力の基礎の維持管理実績があるサービス提供会社はほぼ存在しないというのが実情と理解しており、この要件が正しいとすると、国内のサービス提供会社を基礎維持管理の協力企業として提案することは不可能に近いと考える。 基礎の維持管理に必要な技術は、特段、洋上風力としての特性を持ち合わせているものではなく、他の海中鋼鉄物の維持管理となら変わらないため、類似事業の実績があれば足りるのではないかと。 また、基礎の維持管理業務は、技術的難易度がそこまで高くなく、国内・県内企業に発注できる可能性が高い業務である。洋上風力発電の実績を求めることで、国内・県内企業の市場参入機会がなくなる恐れがあり、国が掲げる国内調達率60%への障害になるとも思われる。	基礎の維持管理の実績に関する考え方は、「公募占用指針に関する質問への回答」248番のとおりです。
21	公募占用指針に関する質問への回答	36番、40番	質問回答#36.40の回答を踏まえると、協議会の構成員から関心表明書等を取得することは原則認められないとのことだが、これは公募開始前に協議会構成員から取得したLOI等も添付することは不可なのか。	協議会の構成員から関心表明書等を取得することは原則認められません。例外ケースは「公募占用指針に関する質問への回答」36番のとおりです。
22	公募占用指針に関する質問への回答	36番、40番	上記質問の回答が不可となる場合、協議会構成員が絡む共生策の実現可能性はどのように判断されるのか。LOI等がなくても、公募開始前に協議を実施した旨の記載をすることで、実態に即した適切な実現可能性評価を実施していただけるのか。	ご理解のとおりです。適切な記載があれば評価対象になり得ます。

番号	該当箇所		質問	回答
23	公募占用指針	第8章 (3) iii)	「劣後ローン」の解釈について、改めて確認させて下さい。2022年12月28日パブコメ回答(873番)において劣後ローンが「負債」による調達」に整理されること、及び、2023年3月27日パブコメ回答(187番)にてスポンサー劣後ローンもLLCR計算上の「借入元本」に含む事を回答頂きました。 一方、資本性劣後ローン(株主ローン)は、銀行シニアローンに対する劣後特約や、銀行シニアローンの元利返済よりも返済順位が劣後する契約内容とする事等を以て、シニアローンレンダーからは資本性資金とみなされる事が通常と認識しております。然様なストラクチャーの結果として、例えばシニアローン契約に定められるDSCR(元利金返済カバー率)の計算上の借入元本にも含まれない事や、負債資本倍率(デット・エクイティ・レシオ)計算上の自己資本としてカウントする事が一般的であると認識しており、スポンサー劣後ローンをLLCRの借入元本に算入する事はこれらのファイナンス慣習とは乖離した整理となってしまうと考えられます。 尚、そういったケースではプロジェクトに返済原資がない中では劣後ローン返済が猶予されますので、銀行シニアローンと異なりスポンサー劣後ローンの返済が滞ることでプロジェクトが破産してしまうことはございません(それが資本性、ということの主旨になります。)。LLCRの計算をこのように捉えることで、事業の実態に即した適切なリスク分析・感度分析も可能です。 スポンサーの立場からすると、このケースでの投資回収は配当金とスポンサー劣後ローンの元本・金利回収でなされます。 配当金は実行のために様々な制約がありますので、投資回収を早める(＝投資のリターンを高める)ためにはスポンサー劣後ローンの比率を高めることが望ましい形になります。仮にスポンサー劣後ローンがLLCR計算上の「借入元本」に含まれてしまうと、スポンサーとしては配当金だけに依拠することも考えなければなりません(そうするとリターンが下がりますので元札価格も高めに設定する必要があります(これは私たちだけでなくほかの事業者も同様だと考えております。))。 逆に言うと、スポンサー劣後ローンを採用する場合において上記のような資本性資金として建て付けることができるケースでは、LLCR計算上の「借入元本」に含まないことが最終的な国民負担の軽減にもつながり有益だと考えております。 従いまして、上記のような資本性資金である事が銀行等から認められるような契約内容を前提としたスポンサー劣後ローンについて、公募の趣旨(＝国民負担の軽減と再エネの拡大)に照らして、LLCR計算上の「借入元本」に含めない提案も認めることが有益だと考えておりますので、その点改めて解釈をご教示頂きたいと存じます。 尚、上記の資本性であることの証明としては、財務等のアドバイザーからも意見を入手したいと考えております。	劣後ローンの扱いについては、「公募占用指針に関する質問への回答」187番のとおり、事業者間の計画の比較の観点からも、LLCR計算上の「借入元本」に含めることが原則です。 他方、LLCRが公募事業における返済能力(資金計画の実現性)を確認するための指標である点を鑑み、貴社の資金調達計画の内容を踏まえると劣後ローンを借入元本に加えるべきではないと判断できる場合は、合理的な説明を計画に明記ください。
24	記載要領及び様式集	4.書式等	署名認証は本国以外の現地法人が発行したものでよい。	署名認証は本国が作成したものに限定しませんが、公募参加者と利害関係がない公証人が作成したものとしてください。
25	記載要領及び様式集	4.書式等	署名認証について「直近3ヶ月以内」というのは公証人が署名認証を発行した期日がその証明を弊社が当該企業から入手した期日の3か月以内という認識でよい。	公募占用計画を提出した日の直近3ヶ月以内としてください。
26	記載要領及び様式集	4.書式等	海外の提出企業の中に「Business Register」にサインしているものがあるがその証明の日付が「2019年」であるものについて認めていただけるか。	証明の日付は、公募占用指針が公示された令和4年12月28日以降の日付にしてください。
27	公募占用指針	別添4 3 (3)	入れに参加するSPCの議決権を有する事業者の一つが公募の受付期限から選定結果公表の日までに指名停止措置を受けた場合、別添4の3(3)イ・ウによりSPC自体が公募参加資格を失うように読めますが、そのような理解になるのでしょうか。 例えば、指名停止措置を受けた事業者の出資比率が少なく(10%未満)、その事業者が抜けたとしても大勢に影響が無ければ、事前に抜けることを表明保証等しておくこと等で SPC 自体の参画要件を失うことは無いというような対応をしていただくことは可能でしょうか。可能である場合、その内容と根拠規定等をご教示ください。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご記載の対応は認められません。
28	公募占用指針	別添4 3 (3)	別添4の122頁(公募への参加を認めない期間について)の5行目以降に記載されている「公募参加停止期間については、コンソーシアム・SPCの各構成員に対して適用することを原則とするが、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合には、責任が無いとされた構成員は措置の対象としない。」との文言の適用は、あくまで(3)キ(ア)～(カ)に適用されるのみとの理解でよろしいでしょうか。具体的には(3)イ、ウについては上記のルールは適用される余地はないのでしょうか。	(公募への参加を認めない期間について)の規定については公募占用指針の別添4の規定のとおりです。(3)キ(オ)では「公募占用指針第5章(1)2)で規定する遵守事項に違反した者」としており、ご指摘の別添4の3(3)イ・ウは第5章(1)2)iv)で規定されていますので、その意味で実質的には適用され得ます。
29	記載要領及び様式集	様式3-2-4	別紙2に記載する「EPC等」以外の協力会社(例えば、地域貢献施策の協業先や電力需要家等)から取得する関心表明書について、様式は自由(様式3-2-4を用いなくとも良い)、ということですが、この場合、印鑑証明書は特段の添付は必須ではないと考えて宜しいでしょうか。また、印鑑証明書が添付必須でない場合、添付の有無によって評価には影響しないという事で宜しいでしょうか。	公募占用指針や、記載要領及び様式集で印鑑証明書の添付を求めている書類については、印鑑証明書の提出は必須ではありませんし、提出の有無によって評価に差はつきません。

番号	該当箇所		質問	回答
30	公募占用指針に関する質問への回答	234番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.234他によると、地元貢献策(別紙14)や経済波及効果(別紙15、16)の項目においては、協力会社からの関心表明書が有ると評価が高まるとの事ですが、運転開始前(別紙4～8)及び運転開始後(別紙9～11)の事業計画に関する別紙においても同様に、各別紙内で言及する協力会社からの関心表明書が有った方が評価は高くなりますでしょうか。	ご指摘の別紙4～11に関する関心表明書の意味するところが必ずしも明らかではないですが、事業計画の記載内容に対応した根拠資料が添付され、確からしさが明らかな計画の方が高く評価され得ると考えます。
31	記載要領及び様式集	様式3-2-4	様式3-2-4でない様式自由な関心表明書について、印鑑証明書を添付せずに取得先からの関心表明書への捺印を想定している場合、提出方法は捺印済の原本をスキャンしたPDFデータを提出することで良いかご教示いただきたい。	ご理解のとおりです。
32	記載要領及び様式集	様式3-1-15	別紙12の評価基準は、「現時点で十分構築されていない洋上風力サプライチェーンの形成に資するかの観点で評価を行う」と理解しておりますが、この観点を踏まえると別紙12で記載すべき船舶のサプライチェーンについても国内で十分サプライチェーンが整っていないと思われるSEP船やCTVなどの船舶を中心に記載するという理解でよろしいでしょうか。	「公募占用指針に関する質問への回答」455番等を参考にし、SEP船等の運転開始のために必要となる船舶の調達計画を記載ください。
33	記載要領及び様式集	様式3-1-15	建設期間中のサプライチェーンについても別紙12 1. (1) ②で詳細を記載する必要があると理解しましたが、具体的にどのような詳細情報を記載すれば良いでしょうか。様式集には恐らくO&M期間を想定したと思われる記載例を掲載いただいておりますが、建設期間中のサプライチェーン詳細を想定した記載例はないのでご教示ください。	建設期間中のサプライチェーンの意味するところが必ずしも明らかではないですが、別紙12の記載例も参考にし、調達計画を記載ください。
34	記載要領及び様式集	様式3-1-18、 様式3-1-19	「海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去費用については、海洋における施工費の70%を用いてください。」と記載ありますが、国内/県内波及効果の比率は海洋における施工費と同じ比率を適用することでしょうか。 【補足説明】 海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去費用に関する国内と県内波及効果の考え方を質問しております。撤去費用は海洋における施工費の70%を用いるため、見積は取得せず、国内と県内波及効果の適用すべき比率の算出方法がない理解です。 そのため、海洋における施工費用で用いる国内と県内波及効果の比率を撤去費用でも同様に適用することで問題ないかを確認したい意図でございます。	撤去費用は、「建設投資」の「その他の土木建設」の項目に計上ください。洋上設備の撤去費用の金額は、海洋における施工費の70%を用いてください。 なお、基本的に、撤去は、その性質を踏まえると、国内はもちろんのこと、県内経済波及効果にも計上されるものと考えますが、事業者の撤去計画の中で計上されないことが明らかな場合は、計上しないでください。
35	公募占用指針に関する質問への回答	345番、346番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.345,346において、副本における企業名の可否が記載されています。別紙14における地域共生策等の立案・実施にのみ協力する企業等(但し、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業、協力企業に該当には該当しない)については、企業等の名称を記載可能と理解してよろしいでしょうか。	地域共生策等の立案・実施にのみ協力する企業は、「公募占用指針に関する質問への回答」345番にある「風車メーカーやアドバイザー等(資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。)」に該当しないので、企業名の記載は不可です。
36	公募占用指針に関する質問への回答	370番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.370において、協議会意見とりまとめに定められる設置位置・建設・発電事業実施に係る留意点への対応について、別紙14の要旨にも「適宜」記載とご回答がありました。①これは記載は必須ではなく、また記載の有無のみを以て評価に影響はしないとの理解でよろしいでしょうか。②仮に記載が必須の場合には協議会意見とりまとめの留意事項のうち、「風車の設置・建設・発電事業の実施に関する記載」のみ別紙14要旨にも記載が必要との理解でよろしいでしょうか。要旨は紙幅に制約があり、すべての留意事項について記載することは困難です。	記載は必須ではありませんが、要旨は、都道府県知事意見作成に当たっての関係市町村や漁業関係者等への意見照会に用いられる点を踏まえて、必要な内容を適宜記載ください。
37	公募占用指針に関する質問への回答	456番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.456において、「サプライチェーン形成計画においては、運転開始後の再調達可能性の有無に限らず、公募占用指針第8章(4)3.i)に記載の対象範囲のサプライチェーンを記載ください。」との回答があったが、対象範囲の部品情報を別紙本体に記載すると目安となる20頁を超過する可能性が高い。そのため、全部品を記載するのではなく、別添資料に記載することも許容されますでしょうか。	認められますが、別紙12の内容と対応する資料が明確に分かるように記載ください。
38	公募占用指針に関する質問への回答	501番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.501における、「中間財の調達の県内・県外に関わらず、総括表シートには県内における最終需要増加額を入力し」との回答について確認させていただきたい。総括表シートには、発電事業者(コンソーシアム)が建設工事を請け負う元請企業に支払う金額を入力するという理解でよろしいか。上記の理解でよい場合、当該元請企業の事業所所在地が県内、県外いずれかに関わらず、工事の請負金額に相当する額を入力すればよろしいか。	「公募占用指針に関する質問への回答」501番のとおり、県内における最終需要増加額を入力ください。

番号	該当箇所		質問	回答
39	公募占用指針に関する質問への回答	520番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.520において、「「建設投資」とは建設物躯体及び設備の施行业務、「設備投資」とは洋上風力発電施設に用いる設備の製造と考えればよろしいでしょうか。」との質問に対し「建設投資」及び「設備投資」それぞれに紐づく投資項目（例：SRC工場等）に対応する金額を入力ください。」のご回答がありました。 発電事業者（コンソーシアム）が建設会社に対し、陸上施設の建設を一括して発注する場合、その内訳には受変電所等の電力施設の建設や、電気通信施設の建設、それら施設に設置する設備（機器）の設置が含まれますが、これらはそれぞれに紐づく項目に分類して入力すべきでしょうか。それとも、建設会社に対して一括して発注した金額を一括して「総括表」のどこかの項目に入力すべきでしょうか。	陸上施設の建設に係る最終需要増加額について、内訳が分類可能な場合は、それぞれに紐づく欄に計上ください。難しい場合は、より適切と思われる欄に計上いただければと思いますが、陸上施設の建設に係る最終需要増加額の合計金額は正しい数値となるようにしてください。
40	公募占用指針に関する質問への回答	522番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.522において、総括表における「その他」には「観光振興等による観光増加といった本公募事業（地域共生策含む）に紐づく対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。」とご回答いただきましたが、対事業所サービス以外の最終需要増加額は入力してはいけないということでしょうか。例えば、観光需要増加により、飲食業、物販業の最終需要が増加することが想定されます。	総括表の各欄の最終需要増加額に該当する場合は計上して構いません。また、具体的な提案とともに、確からしさの合理的な説明を計画に記載ください。ただし、同じ最終需要増加を重複して計上することがないようにご注意ください。
41	公募占用指針に関する質問への回答	501番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.501における、「中間財の調達の際内・県外に関わらず、総括表シートには県内における最終需要増加額を入力し」とご回答いただきましたが、これは中間財の調達先が海外の場合でも同様でしょうか。念のためにお聞きます。	ご理解のとおり、同様です。
42	記載要領及び様式集	様式3-1-15	別紙12「1. サプライチェーン形成計画」で主要なハードに係るサプライチェーンの記載が求められている。 各主要ハードのサプライチェーンについてはどの企業から調達するかが重要であると理解しており、ここで記載するサプライヤーの企業名については正本・副本ともマスキング不要であると理解してよいか。	「公募占用指針に関する質問への回答」345番をご覧ください。 正本には読み替え表を添付ください。
43	公募占用指針に関する質問への回答	128番、376番	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.128によると、「「風車の設置」及び「発電事業の運営」の評価対象となるのは「国内外の洋上風力発電事業の実績」であり、国内陸上風力の実績は評価対象とはなりません。単に陸上風力事業の実績のみが記載されていた場合は、失格となる可能性があります。」とあり、「発電事業の運営」機能に洋上風力発電事業の実績が必要と読むことができます。 一方、2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.376によると、「「発電事業の運営（O&M）」の役割を細分化する場合、海底ケーブル（海底送電線及び通信ケーブル）や陸上設備の維持管理に係る実績については、洋上風力発電事業に限らず親和性のある事業であれば他事業の実績も認められます。」との回答があり、求められる役割によつては、洋上風力発電事業に限らず親和性のある事業でも実績として認められるように理解できます。 例えば、「発電事業の運営」の「事業の実施・管理」機能のうち、資金調達、国内での許認可取得、地元関係者との調整など、洋上風力発電事業に限定する必要のない機能については、洋上風力発電事業に限らず親和性のある事業の実績が認められるでしょうか。	「事業実施体制・事業実施実績」の項目における実績に関する考え方については、昨年末のバブコメ回答及び「公募占用指針に関する質問への回答」のとおりです。 「関係行政機関の長等との調整能力」の項目については、公募占用指針第8章（4）や別添7で示されるとおり、国内陸上風力に係る調整実績も評価対象になります。
44	記載要領及び様式集	様式3-1-9	「標準的な平面図、立面図、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量を記載すること」と当該の全ページに注釈があるが、風車・タワー、基礎、送変システム（、その他の主要機器）のすべてに対して、平面図・立面図・基礎構造を含む断面図・諸元・数量の其々の記載が必要という意味ではなく、着目すべきもののみを別紙本編に掲載し、その他必要な図面については別添資料等の形で添付すればよいかご確認いただきたい。	ご理解のとおりです。
45	公募占用指針	第9章（5）4）	コンソーシアムでの公募において、事業者選定後に公募占用計画上、議決権保有割合の少ない構成員の割合を下げ（例えば5%から1%）、他の構成員を上げる（例えば20%から24%）ような場合、公募占用指針第9章（1）4）に基づき、一定規模を下回っているため、原則通り変更が認定される、という理解でよろしいでしょうか。 上記理解のとおりだった場合、公募占用計画において、議決権保有割合を下げた構成員の実績・役割等が大きく、この点について評価を受けているような場合であっても、原則として変更は認定されますでしょうか。	公募占用計画の変更については、実際の変更内容を精査した上で、公募占用指針第9章（5）の規定に基づき認定の判断がなされます。変更については、昨年末のバブコメ回答や「公募占用指針に関する質問への回答」を参考にしてください。
46	産業連関分析ファイル		「維持管理費については、基本的には、発電事業による最終需要増加額（発電事業による売上）に含まれるため、継続的 最終需要増加額として、別途計上はしない」と理解しています。設備の維持管理費以外の費用についても、運転期間中に発生する費用はすべて発電事業による売上に含まれると整理され、最終需要増加額としては別途計上しないという理解でよいでしょうか？ 具体的には、運転期間中に発生する、漁業影響調査費、地域との共生等に係る費用、SPCの人員費、需給調整に伴う費用、予備費、支払金利、その他ファイナンスコストを継続的 最終需要増加額として計上すべきか否かについて確認させていただきます。	地域共生策費用については一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するものではなく、その内容に応じて適切な欄に計上ください。各欄の定義については、産業連関表分析ファイルの用語定義や「公募占用指針に関する質問への回答」の内容をご覧ください。 漁業影響調査費は、最終需要増加額に含まれる場合は計上ください。 そのほか提示の費用は、産業連関表における最終需要増加額には含まれません。

番号	該当箇所		質問	回答
47	産業連関分析 ファイル		発電所の運転開始までに発生する事業費(地域との共生等に係る費用、保険料、占用料、地代、建中金利、ファイナンスコスト)は継続的最終需要増加額の「その他」として県内及び国内経済波及効果の計算に考慮することは可能でしょうか？ (運転期間中の維持管理費用は売上に含まれるものとして二重計上しない方針は理解しましたが、売上の発生しない運転前期間の扱いについてお伺いしたいものです)	地域共生費用は、一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するものではなく、その内容に応じて適切な欄に計上ください。各欄の定義については、産業連関表分析ファイルの用語定義や「公募占用指針に関する質問への回答」の内容をご覧ください。 そのほか提示いただいた費用は、産業連関表における最終需要増加額には含まれません。
48	産業連関分析 ファイル		継続的最終需要増加額の「電力・ガス・熱供給」として発電事業による売上高を経済波及効果の計算に考慮することで、維持管理費は売上に包括されるものと考え、事業期間中の維持管理費は経済波及効果の計算に考慮しないものと理解しました。 一方で事業期間中の大規模修繕といった定期的に発生するCAPEX(修繕費ではなく、資本的支出となるもの)は、建設投資・設備投資として経済波及効果の計算に考慮することは可能でしょうか？	大規模修繕に係る費用も維持管理費に含まれるものと考えられます。
49	産業連関分析 ファイル		県内経済波及効果を計算する場合、県内で実施される建設工事・土木工事および資機材の調達、発注先企業の所在地に関わらず全額を建設投資・設備投資として計算に考慮するとの理解でよいでしょうか？ 県内経済波及効果計算ツールでは県の輸移入係数を用いて県内自給率を算出する仕組みであることから、発注先企業の所在地に関わらず県内で発生する工事を全てインプットするものと理解しています。	ご理解のとおりです。
50	産業連関分析 ファイル		国内経済波及効果を計算する場合、国内で実施される建設工事・土木工事および資機材の調達は、発注先企業の所在地に関わらず全額を建設投資・設備投資として計算に考慮するとの理解でよいでしょうか？ 国内経済波及効果計算ツールでは国の輸入係数を用いて国内自給率を算出する仕組みであることから、発注先企業の所在地に関わらず国内で発生する工事を全てインプットするものと理解しています。	ご理解のとおりです。
51	産業連関分析 ファイル		継続的最終需要増加額の「電力・ガス・熱供給」としての売上高は、売電先が県内であるか否かに関わらず、県内経済波及効果・国内経済波及効果の計算上いずれにおいても売上全額(の年平均値)を計上するとの理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
52	産業連関分析 ファイル		＜公募に関する質問への回答＞において「その他」の欄には、観光振興等による観光増加といった本公募事業(地域共生策含む)に紐付く対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。」とあります。 観光振興等による観光増加を「その他」に計上する際は、年平均額を計上するという理解でよいでしょうか。その場合、平均計算の分母となる期間は発電設備の運転期間か、観光振興等の施策の実施期間か、いずれでしょうか？	母数となる期間については、「公募占用指針に関する質問への回答」521番のとおりです。
53	記載要領及び 様式集	様式3-2-4	記載要領及び様式集にある関心表明書(様式3-2-4)について、様式中に「 枚目／ 枚中」の記載箇所があります。 この「○枚中」という箇所は、以下のどちらで記載することが求められていますでしょうか。 ・それぞれの関心表明書(協力企業用)の枚数を母数として「○枚中」の部分を記載 ・全ての関心表明書(協力企業用)の総枚数を母数として「○枚中」の部分を記載	それぞれの関心表明書(協力企業用)の枚数を母数として記載ください。ファイルも協力企業ごとに分けてください。
54	記載要領及び 様式集	様式3-1-9	令和5年3月20日施行の「登録適合性確認機関」制度の導入にともない、登録適合性確認機関からの「証明書」が提示されれば、工事計画の審査において、民間認証(ウィンドファーム認証)の取得・結果は不要と理解している。 そのうえで、公募占用指針の運転開始までの事業計画の評価の考え方のミドルランナー項目②(国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。)では、従来同様、詳細設計時の検討内容を具体的に記載すれば評価の考え方を充足していると評価される理解でよいのか、それとも新制度での認証取得には工事計画及び電気事業施行規則別表3の添付資料も揃える必要があることから、それら全てについての検討内容を具体的に記載する必要があるか、どちらか確認させて顶きたい。	昨年末パブコメ回答93番のとおり、「登録適合性確認機関制度の創設」は公募開始時点において制度詳細が未確定でしたので、制度変更を見込んだ計画を作成する必要はありません。
55	公募占用指針 に関する質問 への回答	13番～19番	交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会(第22回、2023年4月6日開催、資料-1)において、新潟港東港南ふ頭地区の港湾施設の整備事業費が91億円と示されており。 一方、公募占用指針に示される貸付料の基礎価格は、165億円(北陸地方整備局75億円+新潟県90億円)と示されており、74億円の差があります。 公募占用計画にて計上する基地港湾の貸付料は、公募占用指針に示される基礎価格165億円を用い、全事業者が同じ条件で算出するという理解でよろしいでしょうか。 または、基礎価格が変更となることはございますでしょうか。	ご理解のとおりです。 公募占用指針(別添3)の注釈にもある通り、公募占用指針にて示している165億円は、施設整備に要する費用とふ頭の利用可能面積をもとに算定したものです。なお、この金額は施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうるものになります。

番号	該当箇所		質問	回答
56	公募占用指針に関する質問への回答	354番	「外枠の罫線も様式の一部ですので、フォーマットを変更せずに枠内にご記入願います。」について、「記載要領及び様式集」ならびにパブリックコメントNo.387回答「様式3-1-4～20については、様式を最大限尊重いただきながら、追加等修正が必要であればフォーマットは適宜修正して記載ください。」と矛盾しています。外枠内であれば追加等修正は可能ということでしょうか。また、色使いなど見た目に配慮してデザインを工夫することは可能でしょうか(例：表のタイトル行の背景色を灰色から別の色に変更、フォントをMS明朝から変更など)	「公募占用指針に関する質問への回答」354番は別紙様式の外枠に関する質問への回答です。外枠内の表等の形式については、昨年末パブコメ回答387番のとおり、各表等の記載事項に対応する内容の場所がわかりやすく明記されている場合は、事業者の判断で形式を適宜修正・追加いただくことは可能です。
57	公募占用指針に関する質問への回答	501番	「中間財の調達の県内・県外に関わらず、総括表シートには県内における最終需要増加額を入力し」とご回答いただいたが、総括表シートには、事業者が直接発注するメーカーや施工会社等に支払う代金(契約額)の総額を、それらの所在地(資材調達や下請け工事の発注先等)に関係なく国内・地域とも同じ額を入力するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、産業連関分析ファイルに入力する需要増加額のうち、発電施設の建設に関係する需要増加額は、産業連関分析ファイルの県と全国で同じ数字となるがそれでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。その上で、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も併せて提出ください。
58	公募占用指針に関する質問への回答	520番	「建設投資」及び「設備投資」それぞれに紐付く投資項目(例：SRC工場等)に対応する金額を入力ください。」とのご回答をいただいたが、陸上電気工事や風車設置など一括して工事を発注する場合、その工事の内訳(例えば受変電所等の電力施設の建設や電気通信施設の建設)ごとに投資項目(例えば施設建設に伴う建物建築や設備投資)を紐付ける必要があるか、それとも工事を発注する協力会社に対する工事代金総額を入力するということでしょうか。	内訳が分類可能な場合は、それぞれに紐付く欄に計上ください。難しい場合は、より適切と思われる欄に計上いただければと思いますが、最終需要増加額の合計金額は正しい数値となるようにしてください。
59	公募占用指針に関する質問への回答	522番	「継続的最終需要増加額の「電力・ガス・熱供給」の欄には、発電事業による最終需要増加額(発電事業による売上)を入力ください。」「その他」の欄には、観光振興等による観光増加といった本公募事業(地域共生策含む)に紐付く対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。」とのご回答を頂きましたが、例えば、観光振興等による観光客増加の効果のうち、対事業所サービスに相当しない効果(例えば宿泊業、飲食店等の対個人サービス)についても「その他」の欄に入力すればよろしいでしょうか。	最終需要増加額に該当する場合は計上して構いません。具体的な提案とともに、確からしさの合理的な説明を計画に記載ください。ただし、同じ最終需要増加を重複して計上することがないように注意ください。
60	公募占用指針に関する質問への回答	622番	回答において「本公募事業には適用されません」とありますが、No.93等ではFIP交付期間終了後に対象とあり矛盾しています。以下のいずれの意味なのかご教示いただきたい。 ・FIP交付期間中は適用されないが、終了後は適用される。ただし、公募上の前提を揃えるために、収支計画上は終了後も適用されない(含めない)。 ・FIP交付期間中・終了後ともに本公募事業には適用されない。	発電側課金については、「公募占用指針に関する質問への回答」93番及び公募占用指針第6章(2)3) xii) のとおりで、ご指摘の「FIP交付期間中は適用されないが、終了後は適用される。ただし、公募上の前提を揃えるために、収支計画上は終了後も適用されない(含めない)。」との整理です。
61	パブリックコメントへの回答	662番	「他の公募参加者との情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる証憑書類」について、「情報収集を行わないこと」に關しての提出書類を例示していただきたい。「情報管理規定」等の社内規程は主に「情報提供を行わない(≒情報漏洩しない)こと」については規定されていますが、「情報収集」することに関して規定されているのは稀と考えます。	本注釈で求めている資料としては、情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる証憑書類(情報管理に係る社内規定等)で十分なので、情報収集を行わないことのみを証明するための根拠資料の別途提出は不要です。
62	公募占用指針	第5章(1)2)	遵守事項において公募開始後の地元関係者への接触や入札参加意思の表明は禁止されていますが、公募開始前から入札の意思を表明していた地元関係者(自治体、漁業関係者、サプライヤー企業、金融機関等)に対し、接触制限期間中に入札取り止めの意向を伝える行為は、接触制限に抵触するのでしょうか。	入札撤退という事実も地元関係者への意見照会の際の匿名性確保の観点で、悪影響が生じる可能性があります(事業者の特定がしやすくなる)ので、公募占用指針第5章(1)2) ix) の規定に照らし、事業者選定結果公表までは意図的な開示は控えるようお願いします。
63	公募占用指針に関する質問への回答	354番	#354回答：外枠の罫線も様式の一部ですので、フォーマットを変更せずに枠内にご記入願います。上記について、罫線の色や太さの変更は不可との理解でよろしいでしょうか。また、枠外の【様式3-1-XX】別紙XX：〇〇〇 の部分や枠上部の別紙タイトル、本様式ページ番号／ページ数の箇所についてもフォント、色の変更は不可ですか？	上段については、ご理解のとおり、不可です。下段については、事業者の判断で適宜変更は可能です。
64	公募占用指針に関する質問への回答	355番～357番	「様式〇—P〇」のように容易に特定できる形であればそのような記載でも差し支えありません。と回答がありますが各別紙毎の頁表示にする場合にも、頁の上部である枠内に様式の名称とXX/XXのページ数を書き記す場所があり、容易に特定できるものとも読み取れました。改めてページ下部にも「様式〇—P〇」と重ねて表示する必要がありますでしょうか。また、ページ下中央のページ数を示すフォントのサイズ、色の変更は不可でしょうか。	上段については、必要があります。下段については、事業者の判断で適宜変更は可能です。

番号	該当箇所		質問	回答
65	協議会構成員による説明会 (長崎県西海市江島沖)		・西海市江島沖協議会構成員説明会での事業者からの最後の質問において、「現時点でこちら具体的な既設ケーブルとの離隔距離等の要望事項」があるかとの質問があり、「既設海底ケーブルとの離隔距離についてはどれくらい離せばよいといったようなものがあるものではない」との回答がエネ庁様よりございました。 ・他方、九州電力送配電株式会社様に既設海底ケーブルとの離隔距離について聴取したところ、「既設海底ケーブルからは500mの離隔をとる必要がある」と要請されております。 ・九州電力送配電株式会社社の既設海底ケーブルは江島南側の促進区域を縦断する位置に埋設されており、500mの離隔を取る場合は風車や海底ケーブルの配置に大きな制約となり、大きくコストアップとなることが想定されます。 ・斯様な状況下、協議会構成員説明会の内容を正として、500mの離隔を取らずに計画を提出する場合は、後々、実現性のない計画と評価されう一方、九州電力送配電株式会社の要請を正として、500mの離隔を前提に計画を提出する場合は、離隔を取らない場合に比し、コストに大きな差が生じることが予想されることから、公平な入札にならないことを懸念いたしております。 ・既設海底ケーブルとの離隔距離の公募における条件を整理いただき、応札事業者で同一とすることをご検討いただけませんか？	既設海底ケーブルとの離隔距離については、2月24日開催の協議会構成員説明会での回答のとおり、公募段階では、具体的な離隔距離は事業者選定後に関係者との調整によって決定する前提で計画を作成ください。九州電力送配電株式会社様がお示ししている500mはあくまで目安であり、ケーブル敷設方法や保守メンテナンス方法等の具体策については選定後の協議において調整することになります。(九州送配電株式会社様も了承済み)
66	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(新潟県)(令和5年3月27日差替版)の「波及効果計算」シートにおきまして、CB7・CB8にて「⑧逆行列係数」とタイトルが付されているにも関わらず、CB14・DL50Iには「逆行列係数」ではなく、新潟県の取引基本表における「投入係数」の数値が入力されているようです。こちらは誤りではないでしょうか。 CA14・CA50(⑦中間投入増加額)にCB:DL列(⑧)を左から乗することにより生産誘発額(1次間接)を算出されていることから、CB14・DL50Iには逆行列係数(開放型)が入力されるべきであると思料いたします。	ご指摘踏まえ確認したところ、産業連関分析ファイル(新潟県)の作成のために使用した新潟県の「経済波及効果分析ツール」の内容について誤りがあることが分かりましたので、エネ庁及び国交省のHPに掲載しているファイルを差し替えます。 なお、新潟県のHPでも「経済波及効果分析ツール」に関する今回の訂正について周知していますので、詳細は以下を確認ください。 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/0359735.html
67	公募占用指針に関する質問への回答	532番、533番	①「県内における最終需要増加額」とは、民間・政府の経済主体が行う、「消費(家計外消費支出・民間消費支出・一般政府消費支出)」、「投資(県内総固定資本形成・在庫純増)」を指し、これらの消費額・投資額には県産品のみならず移入品・輸入品も含まれているとの認識ですが、相違ございませんでしょうか(為念ですが、本公募の趣旨に照らすと、移出・輸出は想定されないため、上記にて言及しておりません)。	最終需要増加額として計上する項目は「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に該当する項目です。各投資項目の定義については、Excelファイル内の定義を記載しているシートを参照ください。
68	公募占用指針に関する質問への回答	532番、533番	② 上記①を踏まえまして、「県内における最終需要増加額」につき具体的にご教示いただければと存じます。例えば、県内の事業主体(例えばSPC)が、総額100億円の建設投資ないし設備投資を県外の業者へ発注し、そのうち30億円分を県内の業者が2次請として受注する場合、総括表シートに入力すべき「県内における最終需要増加額」は、100億円という理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	公募占用指針に関する質問への回答	532番、533番	③ 質問番号532、533の回答で記載されている「中間財」とは、上記②の例において、県内業者が2次請として受注する30億円であるとの理解で相違ございませんでしょうか。	「中間材」は67番の回答にある最終需要増加のために投入される中間的な需要増加です。
70	記載要領及び様式集	様式3-1-10	「工事実施における留意事項」については評価の考え方が示されていないが、具体的にどのような内容を記載すべきものであるかご確認いただきたい。公募図書他の箇所に、施工について特に留意すべき事項を記載している場合は、本項は記載を省略しても構わないと理解して良いか。	別紙7の1. 施工計画・工事実施の方法、2. 施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮、3. リスクの特定・分析、4. その他施工計画に関する事項に記載の項目以外の留意事項について記載ください。具体的には港湾利用時における他船舶との安全管理等です。
71	記載要領及び様式集	3.記載内容	2023年3月27日付「公募占用指針の質問受付に係る回答」No.345において、「【別紙の添付資料】企業名及び企業を類推できる記載(企業秘密やロゴマークの使用等を含む。)、はすべてマスキングして提出。」との回答が御座いますが、ここで言う「企業名及び企業」とは、「応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業、協力企業」のことであり、別紙本体と同様に「協力企業に該当しなければ、風車メーカーやアドバイザー等」は添付資料においてもマスキング不要ということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	記載要領及び様式集	3.記載内容	「特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)」は行わないこととありますが、例えば、(当コンソのみならず)複数の事業者に対して協力・支援を行っている企業(例えば、複数の事業者)に協力のLoIを出状している企業等)であれば、マスキングは不要でしょうか。	協力関係にある企業については、複数の事業者への協力・支持の有無にかかわらず、企業名の記載は不可です。

番号	該当箇所		質問	回答
73	記載要領及び様式集	3.記載内容	「特定の応募者への支援・協力を行者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)」は行わないこと」とありますが、研究機関や大学教授等の企業ではない組織や個人からのサポートを得る可能性も御座いますが、この場合も同様に研究機関名や教授名はマスキングの対象となりますでしょうか。	「公募占用指針に関する質問への回答」345番において、企業名記載可としている者以外については、企業以外の組織や個人であっても記載不可・マスキング対象となります。
74	記載要領及び様式集	様式3-1-10	別紙7の様式集を拝見すると、内容としては施工について述べていると理解しましたが、製造(風車、基礎、ケーブル等の工場における製作フロー等)については、特に別紙7では記載しなくても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	記載要領及び様式集	様式3-1-10	別紙7については、公募占用指針にてリスクシナリオが特に記載されておらず、事業者が独自に抽出したリスクを記載することとなっておりますが、別紙7の施工計画に関するリスクは、総じてその結果として生じる影響が工程遅延に繋がる為、別紙8のリスクシナリオと重複する可能性が御座います。従い、別紙7と別紙8のリスクシナリオについて、どの様に描き分ければ良いか、御教示頂けますでしょうか。	別紙7のリスクシナリオとしては、別紙8以外の施工計画上のリスクシナリオを記載ください。なお、「運転開始までの事業計画」の項目におけるリスクシナリオ評価は、別紙4～8の内容を総合的に評価しますので、別紙7にリスクシナリオの記載がないことのみをもって評価に影響はありません。
76	公募占用指針	第5章(1)1)	現在、事業会社が単独で公募に参加させていただいた上で、落札できた暁には、SPC名で認定を取得させていただくことを考えております。SPCは、公募占用計画提出前から存在する会社(合同会社を想定)を用いる予定であり、当該SPCの議決権の100%を公募参加企業が保有することを想定しております。このような想定の下において、単独の事業会社が公募に参加し、落札後にSPC名で認定を取得することが可能であることをご確認いただきたく、ご照会させていただいた次第です。 公募占用指針15頁には、コンソーシアム参加の場合、認定自体はSPC名で取得することとする旨の記載がありますが、これを敷衍して考えれば、単独で公募に参加した応募企業が、議決権の100%を保有するSPCの名で認定を頂戴することは特に支障はないものと理解しておりますが、このような理解で正しいのかご教示賜りたいとの趣旨でございます。	ご理解のとおりです。
77	産業連関分析ファイル		SPC(新潟県内本社)の洋上風力発電設備への開発・建設に関わる投資が建設投資1000億円(地元企業への発注額300億円)、設備投資500億円(地元からの調達100億円)で構成される場合(議論簡便化のため、建設投資は全て電力施設建設、設備投資は全てはん用機械とします)、県内の最終需要(民間固定資本形成)は1500億円となり、同シートのE14に1000億円、E18に500億円を記入すればよろしいでしょうか？ それとも地元企業への発注額、地元調達額の300億円、100億円をそれぞれE14、E18に記入すればよろしいでしょうか？(新潟にあるSPCの投資額が民間固定資本形成に該当するため、前者の認識ですが念のための確認になります)	前者の理解のとおりです。
78	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(新潟県)内の自給率をみますと建設投資は全て100%、設備投資(のうち、はん用機械)は2.5%と認識しています。 また、3月の回答で「産業連関表分析の前提となっている「県内自給率」以上に地域経済波及効果が見込める場合は、別紙15に計画の詳細を根拠と共に記載ください。」とあります。 ですので、建設投資はこのまま100%で計算し、設備投資(のうち、はん用機械)は上記前提ですと20%が自給率になるので、差分の17.5%分の数値をツールから算出し、その値を上乗せする形で、証憑と共に別紙15に記載すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
79	産業連関分析ファイル		SPC(新潟県内本社)の洋上風力発電設備への開発・建設に関わる投資が建設投資1000億円(国内企業への発注700億円)、設備投資500億円(国内からの調達450億円)で構成される場合(議論簡便化のため、建設投資は全て電力施設建設、設備投資は全てはん用機械とします)、国内の最終需要(民間固定資本形成)は1500億円となり、同シートのE14に1000億円、E18に500億円を記入すればよろしいでしょうか？ それとも国内企業への発注および国内からの調達額の700億円、450億円をそれぞれE14、E18に記入すればよろしいでしょうか？(国内にあるSPCの投資額が民間固定資本形成に該当するため、前者の認識ですが念のための確認になります)	前者の理解のとおりです。
80	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(全国)内の自給率をみますと建設投資は全て100%、設備投資(のうち、はん用機械)は82%と認識しています。 また、3月の回答で「産業連関表分析の前提となっている「県内自給率」以上に地域経済波及効果が見込める場合は、別紙15に計画の詳細を根拠と共に記載ください。」とあります。 この考えを国内波及効果のシートにも適用し、建設投資はこのまま100%で計算し、設備投資(のうち、はん用機械)は上記前提ですと90%が自給率になるので、差分の8%分の数値をツールから算出し、その値を上乗せする形で、証憑と共に別紙16に記載すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所		質問	回答
81	産業連関分析 ファイル		回答No.344「地域経済波及効果及び国内経済波及効果を記載する別紙15及び別紙16については、その根拠資料として国が示しているExcelファイルを添付資料として別途提出ください。」とのことですが、上記の場合、自給率90%のもの(シート「取引基本表」BI17に0.1を記入)を別添資料に格納すればよろしいでしょうか？ それとも何もシート「取引基本表」は補正せずにご提出すればよろしいでしょうか？ ※なお、前者の場合、現在シート保護がかかっており、本作業は実行不可能です。	国が公表している産業連関分析ファイルを編集することは想定していません。 産業連関表分析ファイルでは自給率等を固定値としているため、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、適切な根拠資料も合わせて提出ください。
82	産業連関分析 ファイル		両シートにおいて、経済波及効果の計算を実施しますと、数値が大きくなる場合、列の幅がせまく「#####」と表示されます。列の幅をこちらでも制御できるようシート保護のPWをご教示いただいてもよろしいでしょうか？ それともこのまま「#####」のままご提出する形でよろしいでしょうか？	Excelの欄に数字が正確に入力されているか確認の上で、表示はそのままでご提出ください(提出はExcel形式です)。
83	産業連関分析 ファイル		新規投資額を総額入力し、継続的最終需要額に年平均の数値をいれると、新規投資額全年度分と継続的最終需要額の1年分の数値が混ざった状態で総合効果等が算出されます。別紙15・16と整合が取れなくなる形になりますので、(全期間の経済波及効果は、新規投資額＋継続的最終需要額運用期間全年度分＋撤去費によるものと解釈しています)提出時に「新規投資額」「継続的最終需要額(1年分)」「撤去」の3つのファイルでご提出する形でよろしいでしょうか？	本公募における経済波及効果分析では産業連関分析表を用いることとしており、ある地域における1年間の経済構造を総体的に把握することを基本と考えています。 「新規投資額」は全期間の合算とはなっておりますが、それぞれの投資は1回限りの需要増加であるため、新規の需要増加として計上することは許容されると考えられます。 一方、「継続的最終需要増加額」は、事業開始以降、毎年発生する需要増加となりますが、当該業種の需要・市場が拡大し続ける訳ではございませんので、本公募の産業連関表分析ファイルでは年間平均額を計上して波及効果を算出することが適切と考えています。 上記考え方に基づき、国が示すExcelファイルを活用して経済波及効果を分析し、その結果を踏まえて別紙本体を作成ください。ただし、事業者様の判断でExcelファイルの分析に加え、全期間の「継続的最終需要増加額」を考慮した波及効果を別紙本体に並記することを妨げるものではありません。 なお、撤去費用については、「新規投資額」項目の「建設投資」の「その他の土木建設」に計上ください。 以上より、ご指摘のように、ファイルを3つに分けて提出する必要はありません。
84	記載要領及び 様式集	様式3-1-2 別紙13～別紙15関係 要旨	事業者名が特定されることを防ぐために別紙14の要旨については図表の記載は禁止であり、文字だけで記載する必要がありますと理解しております。その趣旨からすると別紙13と別紙15についても図表の記載は好ましくないものの、別紙13と別紙15における図表の記載は事業者名が特定されることがない限りにおいては問題ないという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所		質問	回答
85	公募占用指針	第8章(4)1) i)	FIPプレミアムの算出について、「プレミアム単価(円/kWh)＝基準価格(円/kWh)－[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)－バランシングコスト(円/kWh)]」との算出式(以下「本件算出式」といいます。)で表れることを前提に、「仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合はバランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われることとなります。」と回答されております(以下「本件回答」といいます。))。 本件回答については、これを反対解釈すると、「仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合で、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回る場合は、バランシングコスト相当額のプレミアムは支払われない」との趣旨を含むかのようにも見受けられます。つまり、本件算出式との関係では、“基準価格(円/kWh)－[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)]がマイナスの値となり、そのマイナスの値(の絶対値)がバランシングコスト(円/kWh)を上回る場合は、バランシングコスト相当額のプレミアムは支払われない”という趣旨を含むかのようにも見受けられます。 しかしながら、以下でご説明のとおり、再エネ特措法施行規則第3条の5但書では、「[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)]の計算値が基準価格を超える場合は、当該計算値は基準価格と同額となると規定されております。 そのため、上記の反対解釈と異なって、FIPプレミアムの計算制度上は、仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合において、そもそも、基準価格(円/kWh)－[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)]がマイナスの値になることはなく(ゼロになるのみ)、「市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回る場合」という事態は生じ得ない(結果として、バランシングコスト相当額のFIPプレミアムは常に支払われることになる)と理解しております。 以上から、本件回答は、「市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合は」と述べてはいるものの、上記の反対解釈の趣旨まで含意するものではなく、FIP制度の理解としては、再エネ特措法施行規則第3条の5但書により、市場参照価格が基準価格を上回った場合において、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回ることがそもそもあり得ないことから、いわば当然の前提として「差分がバランシングコストを上回らない場合は」と確信的に記載されているにすぎないと推察しておりますが、かかる認識にて相違ないでしょうか。	お尋ねの、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコスト相当額を上回った場合は、バランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われます。 なお、3月27日に公表した回答は昨年末のパブコ回答11番の趣旨説明のために「仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも」と例示しているものですので、本解釈と矛盾する内容を説明しようとする意図ではありません。
86	記載要領及び様式集	様式3-1-3	「【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応」に関して「評価の考え方を満たしているとする根拠」の欄の記載内容について確認させてください。 「評価の考え方」に対応する記載箇所は、各「評価の考え方」に対応する記載のある該当頁や必要に応じて記載箇所を全て記載するものと理解しています。(複数に渡る場合は関連するものが添付資料も含めてどこに記載されているかを示す) 対して、「評価の考え方を満たしているとする根拠」には、該当する記載箇所の内容の抜粋や要約などを用いながら、なぜ評価の考え方を満たしているのかを説明することが要求されていると理解していますが、こういった解説は不要であり、当該箇所を特定する記載があれば充分でしょうか？(なぜ満たしているのかの補足となる説明の記述は必要ある／ない)	当該欄への記載は、昨年末パブコ回答381番のとおりで十分ですが、もし可能であれば特定した記載箇所の内容がなぜ評価の考え方を満たすのかを簡潔に記載ください。
87	記載要領及び様式集	様式3-1-3	「【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の要旨の記載内容に関して確認させてください。 別紙の要旨については、どの程度のディテールについて記載が求められるでしょうか。あくまでも各別紙毎の強調したい特徴やキーワードなどを抜粋した要約・まとめを記載するものであり、審査上求められる詳細については、別紙を詳しく読んで頂ける前提と考えて問題ないでしょうか。	ご理解のとおり、【様式3-1-3】で記載される各評価の考え方に対応する別紙本体の記載及び根拠資料の内容を讀んで評価を行います。他方、別紙13～15の要旨については、都道府県知事意見作成時の地元関係者への意見照会に用いられますので、その点を留意して作成ください。
88	公募占用指針	第8章(4)1) i)	協力企業については、公募の段階で関心表明書を提出している企業から確定することを原則としますが、協力企業を確定に当たり、関心表明書を提出したA社と提出していないB社のジョイントベンチャーとすることは可能と解釈してよろしいでしょうか。	公募占用指針上、問題ありません。公募占用計画の中で、協力企業Aを中心とするジョイントベンチャー設立する旨を記載ください。
89	公募占用指針	第8章(4)1) i)	協力企業については、公募の段階で関心表明書を提出している企業から確定することを原則としますが、海洋工事を担当する協力企業がジョイントベンチャーを組成する前提で公募占用計画を提出したが、ジョイントベンチャーの構成員が増えた又は減った場合に公募占用計画からの逸脱と解釈しないことでよろしいでしょうか。	ジョイントベンチャーの構成企業のうち、公募段階でその実績が評価対象となった重要な構成企業が減る場合は問題になり得ます。増える場合は特段問題ないと思われますが、いずれにせよ、公募占用計画の変更可否は、公募占用指針第9章(5)の考え方に基づき判断されます。
90	公募占用指針	第8章(4)1) i)	発電所の運営維持管理をSPCの構成員自らが実施する場合においても、実際は全てを当該構成員が自ら実施するわけではなく、一部の作業は点検作業会社などの外注先を起用することが想定されます。そのような場合であっても主たる役割を先述の構成員が果たしていれば差し支えないと解釈してよろしいでしょうか。	「公募占用指針に関する質問への回答」376番のとおり、「事業実施体制・事業実施実績」の項目においては、「各役割を担う主たる者」の実績を評価対象とします。

番号	該当箇所		質問	回答
91	記載要領及び様式集	4.書式等	タイムスタンプ及び電子証明書とは、例えばAdobe Acrobat SignやDocuSignであれば要件を満たしていると解釈してよろしいでしょうか。	「公募占用指針に関する質問への回答」358番のとおり、広く実績のあるサービスを選んで活用してもらえれば結構です。
92	記載要領及び様式集	様式3-1-16	関係行政機関の長等との調整能力について、過去の関係行政機関の長等との調整の実績がある場合は記載可能とのことですが、当該実績における各スコープでの完了を以て当該スコープに関する条件は満たしていると解釈してよろしいでしょうか。	「関係行政機関の長等との調整能力」の項目で評価対象となる「調整実績」の考え方については、「公募占用指針に関する質問への回答」461番をご覧ください。
93	公募占用指針	第9章(5)1)	主要機器の納入において生産地の指定をする場合、最終的な落札企業とそのスケジュールなど多様な要素を考慮して安定供給の観点から供給の複線化を計画している。 一方で実際に一部の機材の供給地がやむ負えず変更となった場合、雇用計画している作業員や供給を計画していた他の部材、その後の保守など国内、地元及び安定供給評価に影響がない前提でその様なやむおえない変更は認められるのか？	公募占用計画の変更可否は、公募占用指針第9章(5)に従い、実際の変更内容を精査した上で判断されます。ご指摘のように、変更が、公募の評価に影響がない(下がらない)かつやむを得ない内容なのであれば、当該変更は認められ得ると考えます。
94	公募占用指針	第8章(3)	リスクの特定・分析の箇所について、重要度の高い証憑書類を必要に応じて添付することが求められておりますが、これとは別に、リスクの説明をさせていただくための補足資料等を証憑書類とは別に添付させていただいてもよろしいのでしょうか。	様式集に記載のとおり、「リスクの特定・分析」の項目において添付できる資料については、「各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること(基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出)」を遵守ください。 ご指摘の「リスクの説明をさせていただくための補足資料」の意味するところが必ずしも明らかではないですが、上記規定を逸脱しない資料提出であれば許容されます。
95	公募占用指針に関する質問への回答	350番	風車メーカーを協力企業として位置付ける場合に、公募占用計画副本では、協力企業として記載する部分のみ、個社名が特定できないように記載し、サプライヤーとして記載する部分については、個社名や個社名が特定できる製品名等の情報は記載しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。 あるいは、風車メーカーが協力企業となる場合は、サプライヤーとして記載する部分においてもすべて個社名は記載せず、また個社が特定できる製品名等も記載しない、ということになるでしょうか。	「公募占用指針に関する質問への回答」345番のとおり、風車メーカーが協力企業に該当する場合、公募占用計画全体において企業名を記載することは不可です。製品名については、限られた箇所(別紙6等)のみに記載がされるものであることから、風車メーカーが協力企業に該当する場合であっても、記載することは問題ありません。
96	公募占用指針に関する質問への回答	350番	仮にサプライヤーとして記載する部分については、個社名を記載してよい場合でも、実際の公募占用計画の説明においては、協力企業としての記載とサプライヤーとしての記載が混在する場合があります。その場合においては、サプライヤーとして記載する場合でも、「協力企業A」など、協力企業として記載する場合と同様に記載して問題ないでしょうか。	上記のとおり、風車メーカーが協力企業に該当する場合、公募占用計画全体において企業名を記載することは不可です(全てにおいて「協力企業A」等と記載ください)。
97	公募占用指針に関する質問への回答	47番	「売上げの発生しない期間における保険料や建中金利も最終需要にはあてはまらない」とありますが、これらが最終需要に含まれない理由をご教示頂けますでしょうか。売上が発生している期間における保険料や金利については、売上に包括される為最終需要に含まれないというのは理解できますが、売上が発生していない期間においても最終需要に含まれないという点が理解追いつかず、質問させて頂きたいという趣旨です。 また、開発費や環境アセス費用については最終需要に含まれるのであれば計上して良いとのことですが、最終需要の定義をご教示頂けますでしょうか。	今回の公募においては、売上発生の有無に関わらず保険料や建中金利は、新規投資額に包括されるものと考えられるものですので、最終需要増加には該当しないものとしています。 また、最終需要増加額として計上する項目は「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に該当する項目です。各投資項目の定義については、Excelファイル内の定義を記載しているシートを参照ください。
98	公募占用指針	第5章(2)2)ii)	添付書類のうち、納税証明書について、「直近の」との記載があるが、提出する必要がある証明書の発行期間を明確にご教示いただきたい。	公募占用計画の提出時点で最新のものですので、基本的には令和4年度分を想定しています。

番号	該当箇所		質問	回答
99	公募占用指針	(別添4)	公募参加資格の申請者の要件として「国内法人」とあるが、これはコンソーシアムの構成員あるいはSPCの構成員を意図したものであり、本公募に係る事業の実施のみを目的とする「SPC」については、その会社形態(合同会社、有限責任事業組合など)に制限を与えるものではないという理解で良いか？	まず、SPCの会社形態(合同会社等)については特段制限はありません。 「国内法人」については、コンソーシアムにより公募に参加する場合はその全構成員が該当する必要がありますが、SPCにより公募に参加する場合、SPCの構成員は公募占用指針第5章(1)1)のとおり、外国法人であることを妨げてはなりません。 いずれにせよ、公募占用指針第5章及び別添4を確認の上、適切に対応ください。
100	公募占用指針	その他	日本語以外での記載は全て評価されないと理解しておりますが、翻訳証明は不要との理解でよろしいでしょうか。公募参加者の責任において翻訳を実施することで評価される認識と理解しております。 また、外国語添付資料に対し、日本語翻訳を全文つけるのではなく、日本語での要約分を添付するのみで評価される理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、「公募占用指針に関する質問への回答」421番をご覧ください。
101	公募占用指針	(別添3)	公募占用指針において、最長30年の賃貸借契約が可能になっていますが、支払は最長20年分割となっています。例えば、契約後11年～30年目に支払いを行う事は可能でしょうか。	賃付料の支払は、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」第9条第3項のとおり、前納する場合を除き、契約締結日の属する年度を含む20年間の均等分割払いを原則としています。
102	公募占用指針	(別添3)	公募占用指針において、港湾管理者が確保した用地があると記載があるが、これは、〇〇港海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)に御座います。 第9条2項記載の荷さばき地とした場合、この利用については、同契約書を根拠とし、第3条に記載の契約期間での利用となるのでしょうか。 若しくは同港が位置する県条例に、利用期間に関する規定がある場合は、その県条例を根拠とした利用期間になりますでしょうか (例えば最長3年の利用許可という県条例があれば、実際に利用する期間だけ規定の費用を払えばよいのか)。 また契約単価は県条例記載の単価を参考にすることになりますでしょうか。	港湾管理者の確保した用地の取扱いについては、各港湾管理者へお問い合わせください。
103	記載要領及び様式集 追加質問に対する回答	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法 53番、64番	「様式が複数ページにわたるときは、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を付すこと。全体のページ数はページ下中央に記載すること。」について、様式に関わらず記載が必要でしょうか。 例えば、様式3-2-3や様式3-2-4はページ右下に「 枚目 / 枚中」と記載があり、概ね1ページと思われますが、2ページにわたるときはページ右肩に「1/2」、ページ下中央に「2」、ページ右下に「1枚目 / 2枚中」などと記載するのでしょうか。また、印鑑証明書などの添付書類は枚数およびページ数には含まれず、冒頭のページ番号等の記載も不要という認識でよろしいでしょうか。 様式3-1-4～様式3-1-20の別紙とは異なり、その他の様式はページ数も少なく、他の様式からページ番号を参照して特定することもないため、差し支えなければページ数記載の対象外(公募占用計画別紙のみを対象)として頂けますと幸いです。	ページ番号の記載については、記載要領のとおり、「書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を付すこと。全体のページ数はページ下中央に記載すること。なお各様式のページ数の上限の目安は、表1に記載のとおり(添付資料は除く)とする。」を原則としつつ、各様式でページ番号等の個別指示もありますので、具体的には以下のとおり記載ください。 <別紙本体(様式3-1-1～3-1-20)> ●様式3-1-1 ページ番号の記載は不要 ●様式3-1-2、様式3-1-3 右肩に様式ごとのページ番号とページ数、下中央に全体のページ数を記載 ●様式3-1-4～様式3-1-20 様式指定の場所(右肩)に様式ごとのページ番号とページ数を記載し、下中央に全体のページ数を記載 ※「公募占用指針に関する質問への回答」356番・357番も参考にしてください <別紙本体の添付資料> ●各添付資料について複数ページにわたる場合は右肩にページ番号とページ数を記載。なお、添付資料全体のページ数の記載(下中央)は不要 <公募申込書及び資格審査書類(様式3-2-1～3-2-8)> ●様式3-2-1 ページ番号の記載は不要 ●様式3-2-2～3-2-8 各様式が複数ページにわたる場合、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を記載(様式で指定ある場合は指定の場所に記載)。なお、全体のページ数の記載(下中央)は不要 <公募申込書及び資格審査書類の添付資料> ●各添付資料について複数ページにわたる場合は右肩にページ番号とページ数を記載。なお、添付資料全体のページ数の記載(下中央)は不要 ※なお、印鑑証明書は基本的には複数ページにわたらないとの理解ですが、公的な証明書等の原本の加工が難しい書類はそもそもページ番号・ページ数の記載は不要です
104	記載要領及び様式集 追加質問に対する回答	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法 53番	【様式3-2-3】委任状も「※コンソーシアム構成員ごとに別業」とありますので、【様式3-2-4】関心表明書と同じく構成員ごとに一つのファイルとして、それぞれの委任状の枚数を母数とすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所		質問	回答
105	記載要領及び 様式集	6.提出方法	第1期公募では様式3-2以降はMS Wordの提出が不要でしたが、第2期公募では提出が必要となっております。【様式3-2-4】関心表明書(協力企業用)(参考様式)を海外等の協力企業が手書きの署名で作成する場合等は、入手した書類よりMS Wordへの転記が必要となり一定程度の労力を要するため、第一ラウンドと同様にPDFのみの提出とさせていただきます。 参考様式となっていることから協力企業によっては会社所定の様式等があり、紙の原本を受領する場合、当該協力企業にMS Wordファイルの提出を依頼しなければならないケースも想定されます。 仮にMS Wordの提出が必要となる場合においても、副本では企業名および企業名を類推する記載が不可のため、企業名等が空白の同じMS Wordファイルを複数提出することとなり、意味をなさないように思われます。	MS Wordファイルへの手書き署名の転記やMS Wordファイルの別途調達が必要となる場合等、MS Wordファイルでの提出が難しい場合はPDFのみの提出で構いません。したがって、様式3-2「公募申込書及び資格審査書類」については、MS Wordファイルの提出がないことで審査・評価に影響が生じることはありません。
106	公募占用指針	第5章(2)1)iv)	公募占用指針では、「供給価格【様式3-1-2 3)7.】については正本にのみ記載すること。」と指示があり、正本の所定の欄以外にFIP供給価格を記載してはならないという意図と理解しております。 一方で、【様式3-1-6 別紙3】では売電収入の設定根拠として売電供給価格等を簡潔に記載することを求められています。供給価格を記載せずに売電収入の根拠を示すことは困難と考えますが、別紙3の該当箇所においては供給価格を記載しよとの理解で宜しいでしょうか。または、価格への黒塗り等の対応が必要でしょうか(場合でも、市場価格とプレミアムの金額から供給価格を推定することは可能との理解ですが、どこまで価格を伏せる必要がありますでしょうか。発電量が明らかであれば財務3表の売上から発電量を割ることで供給価格も推察可能となりますが、全て伏せるとなると評価も難しくなると考える次第です。)	公募占用指針のとおり、様式3-1-6 別紙3(副本)において、売電収入設定根拠等の箇所で、供給価格(基準価格)の具体的な数字の記載(例:供給価格は●●●円であるため売電量を考慮すると売電収入は～等)は避けることとし、売電収入の根拠として記載が最低限必要となる情報のみを記載ください(計算したら算出できてしまう場合もありますが、それはやむを得ないものと考えます)。 なお、様式3-1-6 別紙3(正本)においては、供給価格(基準価格)の具体的な数字を記載しても問題ありません。
107	公募占用指針 に関する質問 への回答	569番	・2023年3月27日付公募占用指針Q&A No.569のご回答につきまして、「SPCの資金収支計画において、プロジェクトファイナンスに加え、一部親会社がコーポレートファイナンスにより調達した資金を元手にSPCに出資を行う場合、後者も「株主資本」ではなく「負債」とカウントされ、LLCRを算出する「借入元本」にも含まれるのでしょうか。」という問いに対し、「パフメ回答245番のとおり、ご指摘の資金調達形式は「借入」に該当するので、LLCR算出に当たっても考慮ください。」と回答がなされています。 ・これはプロジェクトSPCより上位に位置する親会社や親会社の下に位置する中間持株会社(以下、「持株会社」)において、プロジェクトからのキャッシュフローを返済原資とした劣後借入を行う場合、プロジェクトSPCがプロジェクトからのキャッシュフローを返済原資として債務者となって行う借入と合算してLLCR算定上の負債としてLLCRの算定をする必要があると理解しましたが、かかる理解につきご確認下さい。 ・同回答は、親会社(スポンサー)自身が自己の信用力を活用し、債務者となって(=返済責任を負って)調達した資金をエクイティとしてプロジェクトSPCに対して出資した場合でも、プロジェクトSPCが、プロジェクトからのキャッシュフローを返済原資として債務者となって行う借入と合算してLLCR算定上の負債としてLLCRの算定をする必要があると読めます。 ・然しながら、プロジェクトSPCが債務者となり、プロジェクトからのキャッシュフローを返済原資として借入を行うこと、プロジェクトSPCの親会社(スポンサー)が出資にあたり自身が自己の信用力を活用し債務者となり金融機関から借入を行い、その借入を元手にプロジェクトSPCに出資することは、最終的な返済責任を負っている債務者が異なることや事業における最終的なリスクパッファという資本の性質を踏まえた場合、上記のケースにおける親会社の借入はそもそもLLCRの算出に含まれるべきではないと思料致します。 ・加えて、キャッシュに色付けは出来ないため、親会社がプロジェクトの出資金を、どのような資金調達で賄ったか客観的な検証は困難と考えます。現時点では借入を想定していない親会社が、出資段階になり、一時的な運転資金の変動があった、長期借入の借り換えタイミングを迎えた等の事情により、借入を行う可能性もあると考えられます。この点、現時点で借入を予定していると表明する親会社が、公募評価において親会社での借り入れ予定額をLLCR算出に含められることにより不利に扱われる可能性が生じます。 ・また、そもそもプロジェクトSPCの親会社(スポンサー)が出資にあたり自身が自己の信用力を活用し債務者となり金融機関から借入を行い、その借入を元手にプロジェクトSPCに出資した場合は、SPCの収支に関わらず債権者に対して返済義務を負うこととなり、プロジェクトの事業収入減や費用増大等のリスクを債権者は負担していません。一方、プロジェクトSPCより上位に位置する親会社や持株会社において、自己の信用力を活用せず、専らプロジェクトからのキャッシュフローを返済原資とした劣後借入を行う場合、当該貸付を行った債権者はSPCの収支、プロジェクトのリスクを取っていることとなります。この点、プロジェクトSPCレベルで借り入れを行ってもプロジェクトSPCより上位に位置する親会社や持株会社において借入を行ってもプロジェクトからのキャッシュフローに依拠した借入を行っている点、差異はないことから、LLCR算定に含むべきと考えられ、公募占用指針Q&A No.569のご回答はこうした事態を想定していることと理解しました。斯様な取扱は、プロジェクトSPCでの借入を限定し、プロジェクトSPCより上位に位置する親会社や持株会社に同性質のプロジェクトからのキャッシュフローに依拠した借入を寄せることで、見かけ上のプロジェクトSPCでのLLCRを低く見せるような取り組みを抑止できると考えられるため、公募評価の公平性の向上の観点からも有意義と考えられます。 ・上記観点より、Q&A No.569のご回答につきまして、「プロジェクトSPCより上位に位置する持株会社等において、プロジェクトからのキャッシュフローを返済原資とした劣後借入を行う場合、プロジェクトSPCが、プロジェクトからのキャッシュフローを返済原資として債務者となって行う借入と合算してLLCR算定上の負債としてLLCRの算定をする必要がある」という主旨である旨ご確認いただければ幸いです。	本公募においては、ご指摘の6ぼつのような公募事業のキャッシュフローに依拠した借入を行う可能性を鑑み、また事業者間の計画の比較の観点からも、「公募占用指針に関する質問への回答」569番のとおり、「一部親会社がコーポレートファイナンスにより調達した資金を元手にSPCに出資を行う場合」は、LLCR計算上の「借入元本」に含めることを原則としています。 他方、LLCRが公募事業における返済能力(資金計画の実現性)を確認するための指標である点を鑑み、貴社の資金調達計画の内容を踏まえると上記ケースによる資金調達は借入元本に加えるべきではないと判断できる場合は、合理的な説明を計画に明記の上、LLCRを算出してください。

番号	該当箇所		質問	回答
108	公募占用指針	第5章(2)2)	弊社はラウンド2の公募に向け、2022年12月28日に公示された「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針」を参照し、各公募占用計画の準備を進めております。 6/30締め切りの入札時、コンソーシアム構成員については取締役名の記載された委任状(様式3-2-3)、事業者名義の誓約書、印鑑証明書、定款及び役員名簿、法人登記事項証明書、宣誓書(様式3-2-8)(以下まとめて「本様式」)を提出することが求められております。一方で、当コンソーシアムの構成員については、6月下旬の株主総会にて代表取締役を含む役員交代が予定されております。登記手続に数週間程度時間を要することから、入札締め切り日までに役員変更を反映させた本様式を提出することができない状況です。 ついては、現実的な対応として、6/30時点では株主総会前の役員情報に基づき一度本様式を提出の上、株主総会による役員変更事項が登記反映され次第、本様式を再提出し旧版と差し替えさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。本件に関しましてご見解を教示いただけますと幸甚です。宜しくお願いいたします。	公募占用指針第10章(3)4)の規定のとおり、経済産業大臣及び国土交通大臣から訂正指示等を行う場合を除き、公募占用計画の内容変更、差替え又は再提出は認めておりません。 公募占用指針第5章(2)2)で規定するように、定款及び役員名簿は最新のものを提出することとしています。6月30日までに登記手続が完了が間に合わない場合は、変更前の役員名簿が6月30日時点での最新と解されることから、変更前の役員名簿等を提出することで問題ありません。 他方、公募占用指針別添4 参加資格で定めるように、「公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表までの期間」にわたって参加資格を満たしていることを確認することになりますので、登記手続が完了し役員名簿の変更が確定したタイミングで、経済産業省及び国土交通省宛にその旨をメールでご連絡ください(宛先は公募占用指針第10章(4)記載のメールアドレス)。連絡を受け、国から「補足資料の提出の要請」を行いますので、追加提出ください。 なお、変更される可能性がある役員個人の実績を公募占用計画に記載する等、公募の評価に影響が出る記載は避けてください。
109	公募占用指針	その他	①公募占用計画の評価プロセス中に「失格」評価となった場合、それが明らかとなった時点で、選定事業者の公表予定日('23年12月又は'24年3月予定)より前に通知されるのか。 その場合、本公募締切日(6/30)以降どれくらいの時期に通知されるか。 また、仮にそこで「失格」となった場合でも、第1次保証金の返還請求は、(公募占用指針に記載のとおり)当該海域の選定事業者公表の翌日以降でないといけないか。	公募占用指針第7章(3)に基づく「公募占用計画の評価」において「失格」と評価された場合、第7章(3)3)に基づき、他の事業者と同様に、選定事業者確定時に結果を通知します。 なお、「失格」と評価された場合であっても、第1次保証金の返還については、公募占用指針第5章(3)2)のとおり、選定結果公表日以降に可能となります。
110	公募占用指針	様式6-1	②様式6-1「辞退届」は応札から事業者選定の間迄提出できるか。	可能です。途中辞退の場合も保証金は返還されますが、返還時期は他の落選事業者と同様に選定結果公表後となります。 また、辞退前提の公募占用計画の提出は、不必要に審査・評価の負担を増やし、円滑な公募制度の運用を妨げることになりますので、お控えください。そのため、辞退届においては、やむを得ない事情が生じた理由を具体的に記載ください。
111	公募占用指針	その他	③上記①に関連し、「失格」となった場合その事実は公表されるのか。 また、上記②に関連し、「失格」の事実が公表される場合、「失格」が個別通知された(明らかとなった)段階で様式6-1を提出することにより、公表されることを回避できるようにして頂きたい。	「失格」と評価された場合も、公募占用指針第7章(3)3)に基づき、その旨が公表されます。
112	公募占用指針	第5章(3)2) i)	④公募参加の前提で第1次保証金を現金納付したものの、最終的に6/30迄に公募占用計画を提出しなかった場合、第1次保証金は全額返還されるのか。 返還される場合、どのような手続きをとる必要があるのか。(所要期間・書式は様式4-5で良いか、等)	返還します。手続きについては、個別状況に応じて対応しますので、国に相談ください。
113	公募占用指針に関する質問への回答	486番	質問回答#486に関連した質問となります。「役員名簿は、公募占用計画提出時における最新のものを提出」とあるが、6月最終週は株主総会が集中する時期でもあり、株主総会での変更結果を踏まえた最新の役員名簿の作成を6月30日に間に合わせるのが難しい会社も多い。 公募占用計画提出直前に役員の変更があり、最新のものが提出出来ない場合においては、可能な限り最新のもの(例えば株主総会前時点のもの等)を提出することを認めるべきではないでしょうか。	公募占用指針第10章(3)4)の規定のとおり、経済産業大臣及び国土交通大臣から訂正指示等を行う場合を除き、公募占用計画の内容変更、差替え又は再提出は認めておりません。 公募占用指針第5章(2)2)で規定するように、定款及び役員名簿は最新のものを提出することとしています。6月30日までに登記手続が完了が間に合わない場合は、変更前の役員名簿が6月30日時点での最新と解されることから、変更前の役員名簿等を提出することで問題ありません。 他方、公募占用指針別添4 参加資格で定めるように、「公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表までの期間」にわたって参加資格を満たしていることを確認することになりますので、登記手続が完了し役員名簿の変更が確定したタイミングで、経済産業省及び国土交通省宛にその旨をメールでご連絡ください(宛先は公募占用指針第10章(4)記載のメールアドレス)。連絡を受け、国から「補足資料の提出の要請」を行いますので、追加提出ください。 なお、変更される可能性がある役員個人の実績を公募占用計画に記載する等、公募の評価に影響が出る記載は避けてください。
114	追加質問への回答		売上の発生しない運開前期間の扱いについて確認させてください。例えば、基金からの自治体への寄付、NPOへの補助、などは、一般政府消費支出もしくは対家計民間非営利団体消費支出という最終需要につながるものと考えられます。これらの事業を選定直後から撤去時期まで実施した場合、①選定直後から運転開始までは最終需要として計上可能、②運転開始後は財源がSPCの売電収入と解釈できるため、計上不可、と理解したのですが、上記の解釈で相違ないでしょうか？	地域共生基金への支出やNPOへの補助等については、一括で「生産増加」の「その他」欄に計上するものではなく、その内容に応じて適切な欄に計上ください。各欄の定義については、産業連関表分析ファイルの用語定義や「公募占用指針に関する質問への回答」の内容をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
115	公募占用指針	第5章 (2) 2)	添付書類として「役員名簿」並びに「法人登記事項証明書」の提出が必要と理解しております。弊社の場合6月末の株主総会にて役員が変更となる予定です。他方で株主総会後に登記申請となるため書類提出日までに最新の役員を反映した法人登記事項証明書を手入することができない見込みです。この場合、株主総会前の役員にて「役員名簿」並びに「法人登記事項証明」を提出することで問題ございませんでしょうか。	公募占用指針第10章(3)4)の規定のとおり、経済産業大臣及び国土交通大臣から訂正指示等を行う場合を除き、公募占用計画の内容変更、差替え又は再提出は認めておりません。公募占用指針第5章(2)2)で規定するように、定款及び役員名簿は最新のものを提出することとしています。6月30日までに登記手続き完了が間に合わない場合は、変更前の役員名簿が6月30日時点での最新と解されることから、変更前の役員名簿等を提出することで問題ありません。他方、公募占用指針別添4 参加資格で定めるように、「公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表までの期間」にわたって参加資格を満たしていることを確認することになりますので、登記手続きが完了し役員名簿の変更が確定したタイミングで、経済産業省及び国土交通省宛にその旨をメールでご連絡ください(宛先は公募占用指針第10章(4)記載のメールアドレス)。連絡を受け、国から「補足資料の提出の要請」を行いますので、追加提出ください。なお、変更される可能性がある役員個人の実績を公募占用計画に記載する等、公募の評価に影響が出る記載は避けてください。
116	公募占用指針に関する質問への回答	486番	原則、公募占用計画の提出時における最新のものを提出すべきところ、コンソーシアム構成員が上場企業のため株主総会の日程の兼ね合いで、最新のひとつ前のものを提出した場合、それをもって即失格になるわけではない、と理解してもよろしいでしょうか。(たとえば、株主総会が6/27で6/28に占用計画を提出する等の場合。) また、この場合は後日、最新のものに差し替えさせていただく対応が可能でしょうか。	公募占用指針第10章(3)4)の規定のとおり、経済産業大臣及び国土交通大臣から訂正指示等を行う場合を除き、公募占用計画の内容変更、差替え又は再提出は認めておりません。公募占用指針第5章(2)2)で規定するように、「定款及び役員名簿」は最新のものを提出することとしています。6月30日までに登記手続き完了が間に合わない場合は、変更前の役員名簿等が6月30日時点での最新と解されることから、変更前の役員名簿等を提出することで問題ありません。他方、公募占用指針別添4 参加資格で定めるように、「公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表までの期間」にわたって参加資格を満たしていることを確認することになりますので、登記手続きが完了し役員名簿の変更が確定したタイミングで、経済産業省及び国土交通省宛にその旨をメールでご連絡ください(宛先は公募占用指針第10章(4)記載のメールアドレス)。連絡を受け、国から「補足資料の提出の要請」を行いますので、追加提出ください。なお、変更される可能性がある役員個人の実績を公募占用計画に記載する等、公募の評価に影響が出る記載は避けてください。
117	公募占用指針	様式6-1	1 公募占用計画提出後公募結果の通知・公表までの間に公募への参加を取りやめる(辞退する)ことを希望する場合、辞退届(公募占用指針様式6-1)を提出すれば、公募占用計画を取り下げて公募への参加を取りやめた(辞退した)と扱われることになるかと理解していますが、このような理解に間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	公募占用指針	第5章 (3) 2) i)	2 公募占用計画提出後公募結果の通知・公表までの間に公募への参加を辞退した場合、保証金は没収されるのでしょうか(公募占用指針27頁記載の没収事由として辞退の場合が挙げられていませんので返還を受けられるようにも思われますが、この点ご教示いただけますと幸いです。)。また、保証金の返還を受けることができるのであれば、当該返還の時期は、結果の通知・公表以降ということになりますでしょうか、それとも辞退以降は結果の通知・公表前であっても返還を受けられることになりますでしょうか。	途中辞退の場合も保証金は返還されますが、返還時期は他の落選事業者と同様に選定結果公表後となります。また、辞退前提の公募占用計画の提出は、不必要に審査・評価の負担を増やし、円滑な公募制度の運用を妨げることになりますので、お控えください。そのため、辞退届においては、やむを得ない事情が生じた理由を具体的に記載ください。
119	その他		3 辞退をしても、他の海域の公募や次回以降の公募において公募参加資格が否定され、又は不利に取り扱われることはないものと理解しておりますが、このような理解に間違いありませんでしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合による公募の辞退が、他の区域や次回以降の公募において公募参加資格の否定又は不利な取り扱いとなることはありません。一方で、やむを得ない事情に該当しない理由により辞退を行う行為(例えば故意による辞退等)は、公募占用指針における「公募の参加を認めるべきではない行為」となる可能性がある点にご留意ください。
120	記載要領及び様式集	様式3-2-2	様式3-2-2の添付書類として、以下の書類の提出が求められています。 ・事業報告書(過去3年分) ・貸借対照表および損益計算書(過去3年分) ・付属明細書(過去3年分) ・納税証明書(法人税) ・納税証明書(消費税) ・納税証明書(地方消費税) 例えばスポンサー企業から今年新設された企業がSPC構成員となる場合は、上記の資料の提出が用意できないことが懸念されます。 このように企業の新設により、上記6種の添付書類が提出できない場合について、R1では定款、役員名簿、法人登記事項証明書、事業概要が分かる書類の4種の書類提出によって代替されるとの回答がございましたが、今回についても同様の考えで問題ないでしょうか。 また、事業概要が分かる書類については特段の記載必須の事項やフォーマットの指定がなく、当該企業が実施する事業について把握できる資料であれば問題ない認識で齟齬ないでしょうか。	これまでの公募と同様に、事業報告の対象期間に満たない場合は、提出不可の資料を提出する必要はなく、定款及び役員名簿、法人登記事項証明書に加え、事業概要がわかる資料をご提出ください。

番号	該当箇所		質問	回答
121	記載要領及び様式集	3.記載内容	「「公募参加者(コンソーシアム・SPC名を含む)及びコンソーシアム又はSPCによる構成員の企業名、協力企業及びその他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)」は行わないこと」について、【様式3-1-5】別紙2:各企業の役割に応じた実績において記載する「事業名」「実績の場所(国名)」「実績の場所(地域名)」は基本的に「企業を類推できる記載」にあたると考えておいてよろしいでしょうか。例えば、「事業名」については「●●発電所建設工事」と記載すると企業を類推することができるように思われますので、「X発電所建設工事」などとして企業名と同様に読み替え表を正本に添付すればよろしいでしょうか。また、「実績の場所」も「実績の種類」が洋上風力かつ国内となる場合、地域が限られる(千葉県、秋田県、長崎県等)ことから「C県」「A県」「N県」などとして読み替え表を添付すればよろしいでしょうか。あるいは「企業を類推できる記載」について、いくつか例示頂けないでしょうか。	「公募参加者及びコンソーシアム又はSPCによる構成員、協力企業及びその他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者」については、別紙2や別紙13で記載する「実績」の記載による企業名特定の可能性が高いことから、ご指摘のとおり、副本において、実績として記載する「事業名」「実績数の乏しい国内洋上風力発電事業の場合は「実績の場所」も含む)は具体名は記載せず「事業A」「B県」などと記載し、正本に添付する読み替え表に具体の記載をお願いします。
122	記載要領及び様式集	様式3-1-15	公募指針への回答No.587において、サプライヤー名は風車メーカー以外の記載は不可となっているが、一方で別紙12のサプライチェーンの全体像で記載するサプライヤーは「本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者」に当たらない(単にサプライチェーン上の企業として記載するのみ)と考えられることから、副本に企業名を記載しても良いと理解しているが、問題ないか。尚、当該サプライチェーンの中に協力企業が含まれる場合は、社名の記載は不可と理解している。	「応募企業、コンソーシアム又はSPCの構成員、協力企業及びその他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者」の企業名を副本に記載することは認められません。他方、上記企業に該当しなければ、副本であっても、別紙12等で企業名を記載することは可能です。
123	記載要領及び様式集	様式3-1-5	実績の期間について、「1. 風車の設置に係る実績」では風車の設置に係る「開発期間」、「2. 海洋土木工事に係る実績」では海洋土木工事の「工期」となっております。前者は計画や調査設計を含む事業期間を記載し、後者は工事期間のみを記載するということでしょうか。また、「事業の実施・管理を担う企業」と「EPC等を担う企業」の実績が同一である場合、EPC等では受注した契約期間を記載し、事業の実施・管理ではその期間を含む当該実績に係った開発期間を記載するということでしょうか。認識に相違がありましたらそれぞれ記載内容をご教示ください。	「風車の設置に係った開発期間」及び「海洋土木工事の工期」とともに、要した工期を記載ください。また、「事業の実施・管理を担う企業」及び「EPC等を担う企業」で同一実績を記載する場合、期間については同じ記載で構いません(ご指摘のように記載を分ける必要はありません)。
124	公募占用指針	第5章(2)2)ii)	添付書類としてSPCにて提出する場合、SPCの各構成企業「役員名簿」の提出が必要と理解しております。また、その役員名簿においては「生年月日」「住所」を含む情報を記載する必要がある点も理解しております。他方、当SPCの構成企業の内1社は英国法人で、上記2点に関するすべての情報の提供が難しい状況です。 ・提供が難しい情報 ・生年月日:生年月日の内「日」。個人情報保護の観点から。 ・住所:個人住所、個人情報保護の観点から。 ・補足:英国においては登記についても、上記の通り生年月日については「年と月」のみ、個人の住所についても登録されない形となっております。	外国法人については、ご指摘のような提供が困難な情報は、本公募での提供は不要です。
125	追加質問への回答	118番、119番	6/12付で公表されました洋上風力発電事業の公募に関する追加質問への回答の#118,#119にあった「やむを得ない事情」の定義について、基本的には外部的要因に基づくものを指すと推察していますが、このような理解でよいでしょうか。また、この場合、外部市場環境(例えば、インフレーション、主要サプライヤー等の撤退等)による事業経済性の低下も「やむを得ない事情」に該当するでしょうか。可能であれば、例えばどのようなことは事情があれば「やむを得ない事情」が認定されるのかご教示ください。	一概にお答えすることは困難ですが、基本的には事業者の責めに帰すべき事由に当たらない外的な要因によるやむを得ない場合が想定されます。例えば、激甚災害、戦争等によって貴社の事業遂行機能が被害を受けた場合は該当し得ると考えます。
126	公募占用指針	別添4	協力企業については、公募占用指針(別添4)公募参加資格3(3)イ及びウが資格要件として明示的に除外されているため、現に指名停止措置を受けている企業を協力企業に採用することは許容されていると理解していますが、協力企業が現に指名停止措置を受けている又は過去に指名停止措置を受けたという事実のみをもってネガティブに評価されることはないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおり、ご指摘の事実のみをもって評価に影響はありません。
127	記載要領及び様式集	様式3-1-2	2023年3月27日公表(4月3日差し替え版含む)の回答359番に、次のとおりございます。 “該当する役員(又は管財人)がどの会社等の役員(又は管財人)を兼務しているか明確にわかる資料をお示しいただければ結構です。” これは、何等かの公的資料を求められている訳ではなく、当社にて作成した当該役員が兼務する法人リスト(様式自由; 法人名・役職)のみを添付すれば充足するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所		質問	回答
128	記載要領及び様式集	様式3-2-2	2. 添付資料「事業報告書等」 様式集「第1.提出書類及び各様式の記載要領」第4項にて、各様式の提出につき「通貨は円」との規定ございます。原本が外国語の財務諸表等で外貨記載があるものを添付証憑等として提出する際、日本語への翻訳は必要なるも、外貨まま提出(円換算での記載は不要)という理解で正しいでしょうか。	外国法人について、外国通貨表記の事業報告書等のみしかない場合は、外国通貨記載のままの提出で構いません。
129	記載要領及び様式集	6.提出方法	6. 提出方法 「法人登記事項証明書、宣誓書等の印鑑証明書の添付が必要な書類について、「電子署名＋タイムスタンプ＋電子証明書」を使用しない場合は、上記の正本・副本とともに、原本や印鑑証明書を1部紙媒体で提出すること」との記載ございますが、1社につき複数資料の添付として印鑑証明が必要な場合があり、その場合も原本(本紙の提出)は1部のみ提出、添付資料毎に複数用意する必要はないとの理解で間違いないでしょうか。1社につき複数部の印鑑証明が必要でしたら、その旨ご教示いただけると幸いです。	複数の資料で同一の印鑑を使用している場合には、印鑑証明書は1部のみ提出で構いません(同一の印鑑証明書を複数枚提出する必要はありません)。